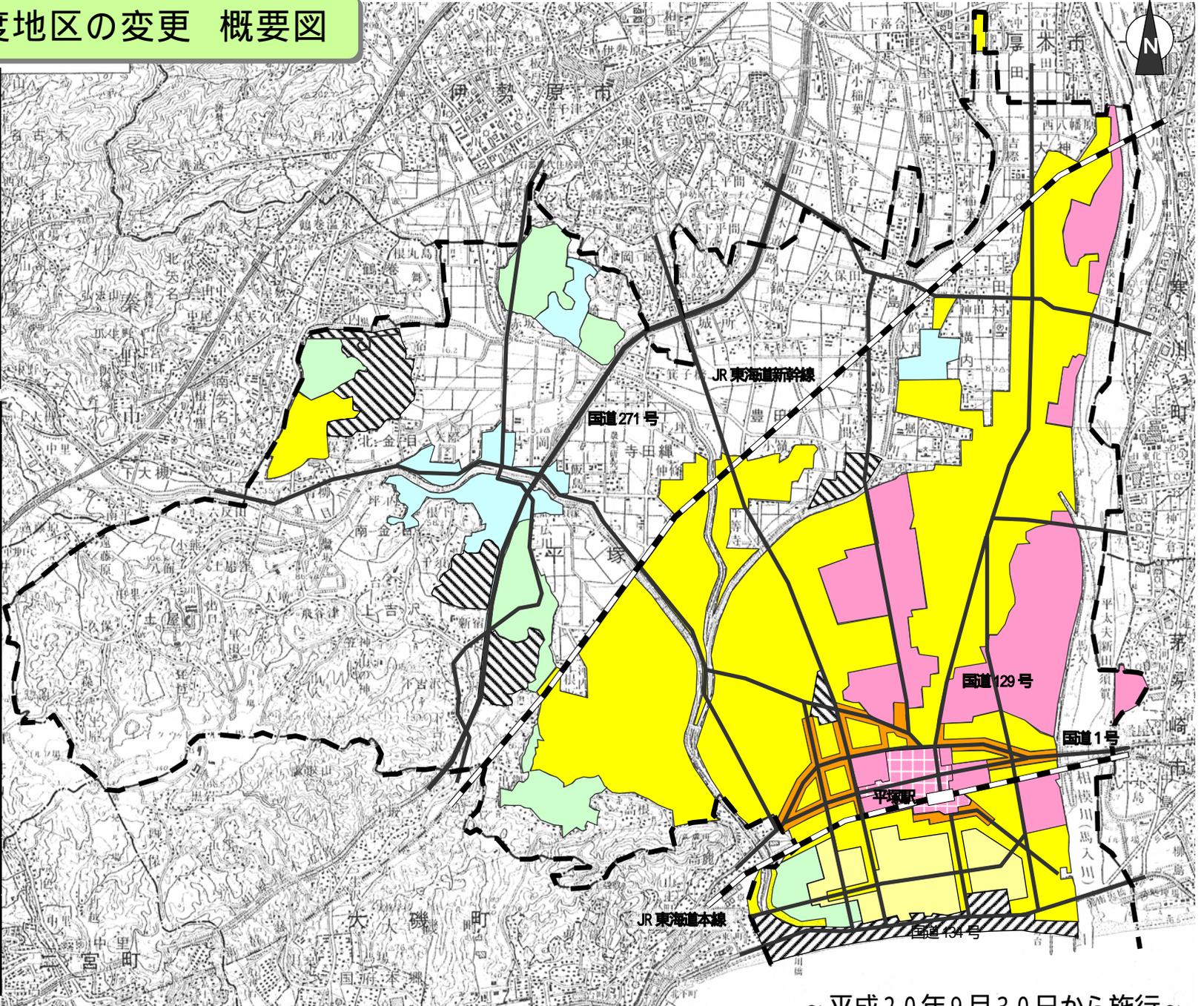


平塚都市計画高度地区の変更 概要図

凡例	
新たな指定	
第1種高度地区(12m)	
第2種高度地区(15m)	
第3種高度地区(20m)	
第4種高度地区(31m)	
既存の指定	
第1種及び第2種低層住居専用地域(10m)	
高度地区(15m)	
地区計画・風致地区	

緩和規定		
総合設計制度等の許可を受けた建物	第1種高度地区	緩和なし
	第2種高度地区	20m ・1中高、2中高を除く (31m、1中高・2中高は20m)
	第3種高度地区	31m (45m)
	第4種高度地区	45m (許可の範囲内) ・工業地域内の工業系用途以外の建物は緩和なし 商業地域の一部は許可の範囲内まで緩和*
既存不適格建築物で許可を受けた建物	-	既存の高さまで

- 適用除外
- ・地区計画等により高さ制限が定められている区域内に建築を行う場合
 - ・高度地区の指定により高さ制限を越えることとなる建物(既存不適格建築物)について、高さ制限の範囲内で増築等を行う場合
 - ・公益上必要な建物等で、市長が認めたものについて建築を行う場合



*容積率500%以上の地区及び明石町については、45mを超えて総合設計制度等の許可の範囲内まで緩和()内は、大規模な土地の緩和規定による高さ制限の数値

～平成20年9月30日から施行～